

平成26年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第4号

平成26年6月3日(火曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

4番	田谷文子君	15番	山内庄兵衛君
12番	矢口龍人君		

出席説明者

市 長	宮嶋光昭君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	板垣英明君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	堀口家明君	教育部長	小松塚隆雄君
市民部長	飯田泰寛君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子

議事日程第4号

日程第 1 議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定について

議案第39号 かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)
議案第42号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第2 議案第44号 市道路線の認定について
議案第45号 市道路線の変更について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定について
議案第39号 かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)
議案第42号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第2 議案第44号 市道路線の認定について
議案第45号 市道路線の変更について

開 議 午前10時00分

○議長(鈴木良道君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第38号ないし議案第43号

○議長(鈴木良道君)

日程第1、議案第38号ないし議案第43号までの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番(佐藤文雄君)

おはようございます。

議案第41号の平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)のところで、農林水産費

についてお伺いしたいと思います。

この補助金については、雪害、いわゆる途中で、ことし、大変な雪害があったということが大きな根拠になっているかなというふうに思います。その雪害の実態に基づいて、その方向が出たのかなというふうに思いますので、当市の雪害の実態調査、その結果、そして、その具体的な支援策も含めて、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ご説明いたします。

まず、補助の内容と申しますか、その点についてまずご説明いたします。

被災農業者向け経営体育成支援事業、25年の大雪に対しての事業ということでございます。対策のポイントといたしましては、平成25年度の大雪による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援するものでございます。政策の目標といたしましては、被災農業者の農業経営の維持ということでございます。

主な内容といたしましては、2月8日から9日の大雪による農業被害を受けた農業者が、農業経営を維持していくための必要な農産物の生産施設の復旧等の経費に充てるものでございます。

助成対象者でございますけれども、大雪による農業被害により農業用施設を被災した者で、被災施設の復旧、または倒壊したハウス等の撤去を行うことにより、農業経営を継続しようとする農業者に対しての補助でございます。

支援の内容といたしましては、平成25年11月1日以降に、農産物の生産に必要な施設の復旧、または気象災害による農業被災前の当該施設と同程度の施設の取得、再設とか修繕でございます。また、25年11月1日と申しますのは、茨城県においては2月8日、9日でございますけれども、大雪については県によって降った時期も違いますので、そういう関係で、25年11月1日以降ということになっております。再設・修繕、または倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去に対して補助が出るものでございます。

また、事業主体は市町村ということでございます。

また、補助率につきましては、補助率には2つございまして、撤去と再設及び修繕ということでございます。撤去については、国が2分の1、県が10分の2.5、市が10分の2.5であり、100%ということになりますけれども、それぞれ上限がありまして、支出した費用と比較した上で、いずれか低いほうに対しての補助ということでございます。また、再建・修繕については、被災した同程度のものの復旧が基本ということで、原形以上の復旧につきましては自己負担ということになるものでございます。

また、予算書におきましては、42ページをお願いいたします。42ページの6款1項3目、8番の農業振興事業の中の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金ということで、2億6926万9000円を計上してございます。内容につきましては、撤去分といたしまして2166万8117円と、修繕・再建に対しまして補正額2億4760万4円ということで、合わせて2億6926万9000円の補助額とい

うこととございます。

また、国の関係でございますけれども、40ページをお願いしたいと思います。40ページの14款国庫支出金、2項国庫補助金、3節農林水産費国庫補助金補正額で、1億4790万5000円でございます。

次に、同ページのすぐ下でございますけれども、県支出金、県補助金、5目農林水産県補助金補正額として6068万1000円を計上しているものでございます。

補正については以上でございます。

今回の補正につきましては、まだはっきりしない方がいらっしゃいまして、それについては、後日、再度、補正の計上ということになります。なぜ上げられないかといいますと、見積書の提出とかそういうものがまだなされていないということで、額が確定できないものがありますので、それは後日ということで計画してございます。

では、補正の内容でございますけれども、お手元に配付いたしました資料が基本となって、補正をしてございます。内容につきましては、パイプハウス、鉄骨ハウス、畜舎、その他防鳥網または倉庫でありますけれども、農業用倉庫ということで、分かれてございます。パイプハウスにつきましては、撤去が30、修繕・再建が35、鉄骨ハウスですと、撤去が8件、修繕・再建が7件、畜舎が、撤去が3件、修繕が3件、その他防鳥ネットと農業用倉庫については、撤去が1、修繕が2ということでございます。

通常考えられますのは、撤去して同等のものを再設するというところでございますけれども、聞き取り等の調査の中では、撤去も補助を受けられるんですけれども、撤去のほうはいいよというような、そういう辞退のものもございまして、パイプハウスで言いますと、撤去30、新設35ということで、5件の方については、撤去は要らないというような意思表示がされたものだと思います。

全体をまとめますと、撤去の計が42件ということで、事業費がそれぞれ記入してあるものでございます。うち事前着工分が19ということでございます。

この事業につきましては事前着工が認められるということで、既に着工し、整備しているものもございます。ただ、事前着工については、申請においては、そのときの写真とかそういうものが原則ということでなっております。ただ、写真も撮れなかった方もいらっしゃるということで、その救済措置としては、周辺の方の証明書があればいいだろうということで、その辺がまだはっきりしていない状況でございます。

修繕・再建の計も47で、うち事前着工が13ということでございます。

全体の事業費といたしましては、2億9785万4744円ということでございます。国庫補助金が1億4790万5967円、県費が6068万1064円、市補助金が6068万1090円と、自己資金が2858万6623円ということでございます。

国庫支出金といたしましては、この1億4790万5000円ということでございます。県費につきましても、この表のとおりでございます。あと市補助金についてもこのとおりでございます。

また、補正予算につきましては、国の補助、県の補助、市の補助、合計の2億6926万9000円を計上してございます。

また、一番下を書いてありますけれども、補正に計上した49件については、面談及び見積書の

根拠資料の提示に基づき精査したもので、当初、国へ被害報告が済んでいるものの見積もり提示が間に合わない方については、9月の補正に計上するというで計画してございます。

また、補助金の支出においては補助金交付要綱等が必要でございますけれども、まだ県のほうで補助金交付要綱ができていないということでございます。先ほど確認したところでは、今決裁中ということで、間もなくできるということでございますけれども、それにあわせて市においても補助金交付要綱を作成し、でき次第、申請を受けるような形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、私は、被害の実態、実数、件数、こういうのを調査したのかと、その結果を求めました。これは、今現在、予算計上したときの数字ですから、これは実態調査とは乖離があるわけですね。実態調査の結果、これはあるんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

この配付いたしました資料については、1件ごとの積み上げということでございますので、実態調査の資料といいますと、1件ごとの面積とかそういうものを把握したものが、この資料のもととなるものがございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この資料のもとがあるといったら、その資料のもとがここに、手元にないと、わからないじゃないですか。その説明を私は要求したんですよ、1つは。では、予算の計上のいわゆる対策はどういうふうになっているのかと。まず調査をして、その調査の結果に基づいて予算化するわけでしょう。調査の裏づけがなくてこの予算化というと、ちょっと順序が逆なんじゃないですか。その調査結果が今手元にあるんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

今、調査結果につきましては、詳細な結果につきましてはございません。ただ、現地確認につきましては、2月10日、12日、17日、25日、3月4日ということで、地区全域を調査しての結果でございます。また、市のホームページとか各戸回覧においての周知で取りまとめたものもございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、今までいろんな形で広報して集約した、その数値はあるんですかと。その数値とこの予算はどれだけの乖離があるんですかと。差ですね。今度は、この分、不足、いわゆるまだ実態に、見積りの提出、提示が間に合わない方については、9月の補正に計上するというわけでしょう。そうすると、今、実態がわかっている、今回、この中で49件があったと、あと何件あると、そうすると9月の補正は約どのくらいふえるというふうに予想されますというところまで答弁できるんじゃないですか。それについてはどうですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

見積書とかそういうものはまだございませんので、本当に概略でございますけれども、9月の補正に予想される、見込めますのは、事業費で1700万程度、予算計上額で1500万程度ということで考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、件数も、実態の数値も、今ここで提出しろとは言いませんけれども、きちんと議会のほうに、委員会のときに提出するようお願いしたいと思います。

それで、撤去が、国と市町村で全面的に補助が受けられると。補助というか、もう自己負担がないというにもかかわらず、その撤去費は要らないよという方がいらっしゃったということなんです、そのいらっしゃった方は何人ですか。

それで、その方はなぜ、その補助が受けられる、撤去に費用がかからないよということにもかかわらず、どういう理由でそんなことを言っていたんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

聞き取りの中では、撤去分につきましても、適正な撤去をしたものについて補助をするというようなことで、ヒアリング等を行っております。そういう中で、適切な撤去をしたものというように、その部分において、じゃ、いいですというような、そういう回答があったということでございます。どういうふうな形でその撤去したかというのは、ちょっとそれは把握しておりませんが、そういうヒアリングのやりとりの中での結果でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

件数が抜けています。それは1人なんですか、2人なんですか。もし適正な撤去だということが条件であれば、本当に適正な条件というふうに、また考えられるような手だてをしていくことも必要だったんじゃないですか。いずれにしても、その適正な処理でないと思われる件数は何件だったんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

資料から言いますと、全てが適正でなかったかというのはまだ判断できませんけれども、パイプハウスにおいては、この資料から想像するには、撤去が30、修繕・再建が35ということで、通常であれば、撤去して再建というのが普通であると思いますので、パイプハウスにおいては5件の撤去者がありますけれども、これはいいよというような意思表示があったかと思います。

また、ついででございますけれども、鉄骨ハウスについては、この表で見る限りでは、撤去が8件、修繕・再建が7件ということで、撤去のみの方がいたのかなという解釈がされます。また、畜舎においては、同数の3の3でありますから、撤去、修繕・再建というような形だと思います。また、その他防鳥ネット・倉庫につきましては、撤去が1ということで、再設が2ということでございますので、1つ減の方については、撤去については遠慮されたのかなと、この表からは推しはかれると思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、るる説明されましたが、やはり数字的なものは、まず現実から出発して、状況を聞いて、その分も報告をした上でこれをつくったというふうに関連づけて、報告、そして予算の審議に向かっていたきたいと、対応していただきたいと思います。あと細かいことについては後ほどということにしたいと思います。

次に、議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計の補正予算でございます。

損害賠償を払うということがあります。これは、払うことについてはもう必要だと思いますが、これは、財源というか歳入はどこから出ているんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

総務部の検査管財課に確認しましたところ、全国町村会総合賠償保険に加入しておりました。事故が発生し、被害者から損害賠償請求を受けるような場合の手続といたしまして、県の町村会と保険会社へ連絡することとされておりました。保険会社につきましては、株式会社損害保険ジャパンでございます。

町村会を通しまして、保険会社の調査員とともに現地確認を行いました。その後、電話にて調査員から、保険の対象となるとの連絡を受けているところでございます。保険金につきましては、

和解の中で損害賠償額を確定したときに額が確定されることになっております。和解に伴う保険金につきましては、水道におきましては、営業外収益の雑収益とすることを予定しております。このため、今回の補正予算には計上しておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保険を掛けていたと、町村会の保険。これは水道事業としてこういう保険を掛けていたと。もうこれが、市町村全体でもこういう取り組みをしていて、今回は査定を受けて和解に基づいて確定したと。それが財源になるということですね。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員のお見込みのとおりでございまして、全国町村会の総合保険につきましては、上水道、下水道に係ります保険も対象となるということでもございました。ただ、これが全国市長会の総合保険でありますと、上水道、下水道は該当することはありませんでしたが、本市におきましては、全国町村会でございましたので、対象になるということでもございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。保険で払われるということは非常にラッキーだったなと思います。

それと債務負担行為なんですけれども、これは5年間ですよ。いわゆる水道料金の徴収業務委託、26年度から平成31年度まで、委託業者の選定を行うためということですが、この債務負担行為の限度額の設定に当たって、積算根拠というのはあるのでしょうか。これはどこかに委託する予定なんですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。債務負担行為の限度額の設定についてお答えしたいと思います。

平成21年度に今回と同様の内容で委託業者の選定を行っております。今回、限度額を設定するに当たりましては、検針と調定件数が、昨年度、平成24年度の実績をもとに、前回は上回っておりますので、この点を考慮したところでございます。来年、平成27年10月からの消費税率改定を想定いたしまして、今回の限度額を設定したものでございます。

なお、業者選定に当たりましては、阿見町との共同での実施を予定しているところでございます。

今回の限度額は、前回同様、本市単独での業者選定を行った場合のものとしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっとよくわからなかったんですけども、この積算というか、債務負担行為の限度額はいいんですが、いわゆるこれは委託業者に積算をさせるんですか。それとも、実際には、限度額を決めるに当たっても、どこかに見積もりを……、見積もりというか、委託をするのか。その積算委託をするのか。それとも、水道事務所が独自にやるのか。この点についてお聞きします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

今回の見積もりにつきましては、平成21年度の業者側の見積書を参考にいたしまして、こちらで、先ほどの検針と調定件数を置きかえまして、私のほうで見積もった額でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

よく聞き取れなかった。申しわけございません。

21年度の委託した実績に基づいて、これまでの検針の件数だとか調定だとか、その額をすり合わせてやるということですね。

それと、私は、きのうは一般質問で、当初の合併時の人口が4万6100人でしたっけ、かなりの人口予測、実際には今現在給水している人口は4,100程度ですよ。そうすると、今から5年間の中でも、幾ら頑張っても4,100だと思うんですよ。5年前に委託したときには、今の現在と5年後の状況がやはり変わってくるというふうに思うんですが、そういうことについては、この考慮はしないんでしょうか。

水道事業の当市のマスタープランというか、10年間のマスタープランがありますよね。あれ、委託を今していますね。それとの関連なんかもあると思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

人口減少等につきましては、ただいまの議員のお見込みのとおりかと思っております。今回の債務負担行為に当たりましては、委託期間の限度額を定めるとしているものでございます。契約に当たりましては、これまでと同様、1調定当たりの単価契約をすることを予定してございます。もしも人口が減少し給水戸数が減少したような場合につきましては、それに応じた委託料を支払うということになります。例えば1,000件減れば、1,000件分の委託料が減るということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

以上、終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号ないし議案第43号までの6件については、議長を除く全議員で構成する平成26年第2回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成26年第2回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに委員会を全員協議会室にて開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時45分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に、平成26年第2回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に加固豊治君、副委員長に山本文雄君。

以上のおり当選されましたので、報告をいたします。

日程第 2 議案第44号及び議案第45号

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第44号及び議案第45号の2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第44号及び議案第45号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号及び議案第45号の審査は、産業建設委員会へ付託をいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす6月4日から12日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次回は6月13日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時46分